

三重県公文書等管理条例の一部改正について

令和3年5月に公布された個人情報の保護に関する法律の改正により、独自の条例により運用してきた地方公共団体の個人情報保護制度が改正法に統一され、令和5年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、三重県個人情報保護条例は廃止することから、三重県公文書等管理条例の一部を次のとおり改正しました。施行日は、令和5年4月1日です。

三重県公文書等管理条例（令和元年三重県条例第25号）新旧対照表

改正後	改正前
(特定歴史公文書等の保存等)	(特定歴史公文書等の保存等)
第十二条 (略)	第十二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（ <u>個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。</u> ）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。	3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（ <u>三重県個人情報保護条例（平成十四年三重県条例第一号）第二条第一号に規定する個人情報をいう。以下同じ。</u> ）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
4 (略)	4 (略)